

2023年までに  
義務化  
対応準備を！

# 電子帳簿保存法の 対策ポイント

受講料  
無料

電子取引について電子帳簿保存法に対応した保存が、当初予定の2022年1月から2年間の猶予期間が設けられ、2024年1月より“完全”義務化されます。猶予期間はあるものの、企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、しっかりとした対策が必要です。

電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。



公認会計士  
コンサルタント  
**川口宏之氏**  
かわぐちひろゆき

講師

令和4年**9月22日**(木)  
10:00 - 12:00

定員 20名 (定員になり次第締め切ります。)

[会場] 青森商工会議所7階 研修室  
TEL.017-734-1311 FAX.017-775-3567

主催/青森商工会議所

2000年より国内大手監査法人である監査法人トーマツにて、会計監査業務を担当。その後、証券会社、ITベンチャー企業の取締役兼CFOを経て、独立系の会計・税務の総合コンサルティングファームにて、コンサルティング活動と講師活動を開始。

中小・零細企業から大企業まで、様々な会社の会計・税務のコンサルティング業務を行うとともに、全国各地で会計・税務関連のセミナー・講演活動を行う。

## セミナー カリキュラム

### ◆電子帳簿保存法の概要

- ・電子データ保存のメリットとデメリット
- ・改正のポイント
- ・電子帳簿保存法とインボイス制度の関係

### ◆電子帳簿保存法の3つの区分について

- ①電子帳簿等保存 ②スキャナ保存 ③電子取引

### ◆ケース別での対応策

新型コロナウイルスの感染防止対策として、検温・消毒のほか、マスクの着用をお願いいたします。  
また、感染拡大の影響から、オンライン開催となる可能性もございます。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

下記用紙にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

青森商工会議所 行 FAX 017-775-3567

切り取らずにこのまま送信してください

## セミナー参加申込書

2022年 月 日

事業所名		TEL	
住所		FAX	
参加者名		Mail	
参加者名		Mail	